



2019.7.5

No. 306

毎月5日発行 定価1部10円 (組合員の購読料は組合費を含む)
1996年3月4日第三種郵便物認可

MONTHLY

れんごう

北海道

<http://www.rengo-hokkaido.gr.jp>

発行

日本労働組合総連合会 北海道連合会 発行責任者 杉山 元
〒060-8616 札幌市中央区北4条西12丁目 ほくろビル6F TEL (011) 210-0050 center@rengo-hokkaido.gr.jp

冠婚葬祭大手の(株)ベルコに対する道労委命令に関する談話

1. 冠婚葬祭会社「ベルコ」の代理店にて、労組を立ち上げようとした従業員2名が会社から実質解雇されたことについて、不当労働行為救済の申し立てを受けた北海道労働委員会は6月13日、労働組合法上の使用者に該当するのは(株)ベルコであり、本件は不当労働行為に該当すると判断したうえで、解雇を取り消すよう命じた。

本命令は、本件解雇事件の本質を正しく認定し、本件解雇当時に遡って労使関係の原状回復を命じた画期的な救済命令であると高く評価する。

2. 4年前、道労委に申し立てた本事件の内容としては、(株)ベルコの代理店である、札幌支社管内の手稲支部に勤務する労働者が、苛酷な労働条件及び労働環境の改善を求めて労働組合を結成しようとした委員長と書記長の2人だけを「組合結成の首謀者」として実質的に解雇したことに対して、不当労働行為の救済を求めたものである。

これに対し、昨日の道労委の命令は、ベルコの不当労働行為を正面から認めたとあって、「形式的には業務委託契約を結ばせて、実質的にはベルコの支社・支部・代理店に属する従業員に対し会社の指揮命令下に置く」と

いった業務委託契約の濫用を許さず、本件解雇は不当労働行為に該当するものと認定し、「委員長と書記長を解雇当時の原職相当職に戻すこと」、「会社が賃金バックペイ相当額を同人らに支払うこと」、「今後このような不当労働行為を繰り返さないようにするという趣旨のポストノティスを(株)ベルコ本店の正面玄関の見やすい場所に掲示すること」を命じた。

3. 一方、北海道労働委員会と並行して行われている控訴審は、審理中である。今後においては、札幌高等裁判所が、北海道労働委員会の判断を確りと受け止めるよう強く求めると同時に、ベルコの問題については広く提起し、社会運動として世論を形成していくことが課題である。

4. 連合北海道は、ベルコのビジネスモデルが正当化され、使用者としての責任を何ら負わない働かせ方が拡大して労働者が救済されないシステムに歯止めをかけるべく、控訴審においても逆転勝利を目指し、連合本部と連携を図り、構成組織・地域協議会とともに引き続き、取り組みを進めていく。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=4169>

基本的人権の尊重が憲法の基本 憲法学習会を開催、「日本国憲法と人権保障」学ぶ

連合北海道主催(連合渡島地域協議会共催)による「憲法学習会」が6月7日(金)18時30分より函館国際ホテルで行われ、松山地域協議会や各地区連合会からの参加も含めて150名が集まり、講師の話に聞き入っていた。

今日まで、札幌を中心に積み重ねられてきた取り組みであったが、より一層幅広いものへと拡大をしていくことを目的に地域開催を行っていくこととなったもので、道南で開催されるのは初めての取り組みでもあった。

●戦争は最大の人権侵害

講師に、元日本弁護士連合会(日弁連)会長・宇都宮健児氏を招き、「日本国憲法と人権保障」と題して行われた学習会では、基本的人権尊重が憲法の基本であることを中心

に現状の社会状況について提起され、とりわけ、貧困と格差の拡大は医療・年金・介護などの生活保障費に関する様々な経費が削減されていることに起因しているとし、財政難といいつつも防衛費が7年連続で増額されていることも報告された。併せて、アメリカ追随姿勢の中で、貿易摩擦の影響が社会保障費削減に結びついていることも明らかにされた。



元日弁連会長の宇都宮氏

現安倍政権は、「抑止力強化をすることが平和に結びつく」と危険な解釈を行っていることにも触れ、戦争は最大の人権侵害であり、基本的人権尊重原理が中心的価値を持つことを参加者に強く訴えていた。

若者の自殺が後を絶たないのは、社会に失意を感じ、希望を見いだすことが出来ない現実への対応が出来ないからであり、相談窓口の強化や情報の把握・提供も命を救うことに結びつく重要な毒味であることや、子供や若者が希望の持てる社会作りが急務となっていることも参加者に訴え、「民主主義」とはなにかを改めて投げかけていた。

●参議院議員選挙は重要な闘い

講演は、1時間以上にも及び、基本的人権に対する取り組みを社会に定着させる取り組み、多くの差別や人権侵害と闘っていくこと等々について理解を求め講演を終えた。

参加者からは、子供の幸せは社会への希望であり、これらの取り組みをどのように子供達に伝えて行くべきなのかの悩みも出され、宇都宮講師にアドバイスを求めている。

連合北海道・皆川道民運動局長から、北海道における



取り組みの基本が提起された後、最後に挨拶を行った連合渡島地域協議会・長谷川会長は、「憲法の3原則を守るためにも拙速な論議での結論づけは許されない。積極的に世論喚起を行っていくことが重要である。また、安倍政権に歯止めを掛けるためにも間近な参議院選挙は極めて重要である。講演内容について組織の中へ広がりを図ってほしい」と呼びかけ、「憲法学習会」を終えた。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=4176>

連合北海道男女平等参画推進委員会 「労働局への要請行動」を実施

連合は、地域・職場・労働組合における男女平等参画の重要性、男女平等推進への機運を高めるため、2004年より、毎年6月を「男女平等月間」と設定し、取り組みを進めている。その一環として、連合北海道男女平等参画推進委員会は、北海道労働局雇用環境・均等部への要請行動を行っており、今年も6月10日に、要請書を提出した。

冒頭、浪岡委員長が挨拶し、北海道労働局の重河雇用環境・均等部長に「雇用における男女平等に関する要請書」が提出された。その後、齊藤副事務局長が労働局に対し、8つの要請事項に関する説明を行った。(要請事項は以下の通り)

- ①育児・介護が両立できる就業環境の整備等について。
- ②ハラスメントのない就業環境にむけた取り組みの推進。
- ③セクシャルハラスメントの防止措置について、性別役割分担意識(ジェンダー・ハラスメント)に基づく言動をなくしていくこと。
- ④性的指向・性自認に関するハラスメント禁止の継続的な周知や研修。
- ⑤男性の育児休業取得促進をはじめとする仕事と育児の両立支援強化。
- ⑥女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画を中小企業も含めた取り組みを促す。また、求職者に対する周知を積極的に行うこと。



浪岡委員長(右)が道労働局雇用環境・均等部の重河部長に要請書を提出

- ⑦仕事と不妊治療の両立について支援制度の整備・普及や研修実施に取り組むこと。
- ⑧雇用環境・均等部に所属するすべての職員が、男女平等、性的指向・性自認(SOGI)に関する差別、ドメスティック・バイオレンス(DV)を含む仕事の世界におけるハラスメントの防止等、様々なジェンダーに関する課題に対応できるよう継続的研修を実施すること。

重河雇用環境・均等部長からは要請に対し、行政として「あらゆるハラスメントを防止するための周知・啓発の徹底」「労働局の職員への継続的な研修の実施」等を行っていくとの回答をいただき、今後の取り組みについてもお

話をいただいた。

その後、意見交換が行われ、その中で、ニュースでも取り上げられた「一部上場企業におけるパタハラ疑惑」問題にも言及し、行政としての対応をお聞きした。重河雇用環境・均等部長は、「法律上は問題ないとしても、今後の人達の事を考えると、対応に問題がないか再度検証する必要はある。また、他社でも同じ問題が行っている可能性は高い。今後、同様の相談が連合に寄せられた時は、ぜひ、労働局にもご連絡いただき、連携して取り組みを進めていきたい」と述べた。

要請行動を通じ、改めて、男女平等参画推進委員会として、男女がともに働きやすい社会を目指し、連合と行政が協力した取り組みを進めていかなければならないと、



決意を新たにした。

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=4172>

地方最賃審議会の自主性の確保と早期発効を! 2019年度最賃改定審議に関して北海道労働局へ要請

連合北海道は6月5日、北海道労働局に対して「2019年度北海道最低賃金改正等に関する要請」を行い、今後の改定審議に際して、最低賃金法の原則や目安制度に基づき自主性を最大限発揮できる審議会運営を行うことや、早期発効が図られるような審議日程とすること等を求めた。

冒頭、連合北海道最賃対策委員会の紺野委員長(連合北海道副会長)が低所得者層の増大、格差拡大が進んでいるとして、「賃金のセーフティネットとされる最低賃金制度の重要性が高まっている。勤労者や生活者が安心して暮らせるためにも大幅な引き上げに期待している。最低賃金(以下、最賃)の実効ある水準への改善に向けて積極的な対応をお願いしたい」と挨拶し、北海道労働局久富基準部長に要請書を手渡した。

要請の趣旨、要請項目の説明を行った山田事務局長(連合北海道組織労働局長)は「深刻な人手不足が生じているが、最低賃金の地域間格差で賃金が高い方へ人材が流出している」等の状況を報告し、①最低賃金法の原則及び目安制度に基づく審議とすることと審議会の自主性が最大限発揮できる審議会運営、②早期発効に向

けた審議会日程の確保、③キャリアアップ助成金など中小企業・零細事業者に対する支援策の周知徹底、④最賃の周知と監督要員の増強、等の要請内容について説明し、理解と実現を求めた。

要請を受けた北海道労働局の久富労働基準部長は「働き方改革実行計画、骨太方針等の経済政策において、最賃の引き上げ及び引き上げに伴う中小企業の支援については政府の最重点施策の一つとして推進している」と述べ、審議のあり方については「自主性を尊重し充実した審議となるよう万全を期したい」と回答。また、今後の審議日程については「10月1日発効が可能なことを前提としてスケジュール調整したい」と述べた。10月1日発効のためには、遅くとも8月5日までの結審が必要となる。金額審議は例年7月下旬に中央最低賃金審議会が提示する最賃改定額の目安を参考に行われるが、今年は5日が月曜日のため、厳しい日程となることが想定される。

今回の要請には連合北海道最賃対策委員会委員8名が参加。参加した委員は「非正規雇用者は若者が多く、賃金が低い。若者が働き続けられ、結婚できるよう最賃の大幅な引き上げは必要。当面は時間額1,000円をなんとかして実現してほしい」、「金額審議に際しては10月に予定されている消費税増税も含めて考える必要がある」、「外国人労働者は一次産業だけではなく二次産業の製造業でも賃金が高い地域へ流出している。人手不足によって休みが取れなくなっている」等、生活者や職場の厳しい実情を訴えた。

連合北海道は今年度の最低賃金改定審議に当たって、すべての働く者の賃金の下支えとなるよう取り組みを強化していくこととしている。



久富労働基準部長へ要請書を渡す紺野委員長(右)

〈この記事のアドレス〉

<http://www.rengo-hokkaido.jp/whatsnew14/?p=4134>

投票に行こう!

第25回参議院議員選挙の投票の仕方

選挙区

原則、都道府県ごとに行われ、複数名(または1名)が当選します。
有権者は、『**個人名**』で投票します。

みなさんはそれぞれ
1票ずつ投票します。

有効に活かそう!



投票を!

『**個人名**』
で

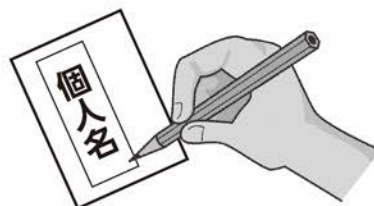
北海道選挙区も
比例代表も

比例代表

全国を1選挙区として行われます。有権者は『**政党名**』または『**個人名**』で投票します。

当選のしくみ

政党名と個人名を合わせた得票数に基づいて政党の当選人数が決まり、**個人の得票数が多い順に当選**します。



※比例代表は、「政党名」だと、あなたの応援する候補者の「投票」になりません。

月	火	水	木	金	土	日
7/1	2	3	公示 4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21

期日前投票が
可能な期間
毎日が投票日

第25回参議院選挙
投票日

投票日に行けない方は 期日前投票

理由はなんでもOK!

〈投票できる期間〉
公示日の翌日から投票日の前日まで

〈投票できる時間〉
8:30~20:00
※それぞれ2時間以内の繰上げ・繰下げ可

〈投票場所〉
選挙人名簿に登録されている
市町村の「期日前投票所」



7月の主な動き

■19日(金) 13:30
中央執行委員会/連合会館

■24日(水) 10:15
第10回執行委員会/連合北海道会議室

■24日(水) 13:30
労働福祉対策特別委員会/ポールスター札幌

■24日(水) 15:30
第8回地協事務局長会議/ポールスター札幌

イベントカレンダー

- 第25回参議院議員選挙公示日
4日(木)
- 第25回参議院議員選挙投票日
21日(日)